

「福島市音楽堂・福島市古閑裕而記念館・福島市働く婦人の家・福島市勤労青少年ホーム」
指定管理者候補者の選定結果について

1 選定経過

	期日	項目	内容
1	7月21日	現場説明会	3団体参加 ・時間：午前10時～ ・内容：募集要項・仕様書の説明、施設案内、質問受付
2	7月22日～25日		質問なし
3	8月2日	質問への回答	「福島市音楽堂・福島市古閑裕而記念館・福島市働く婦人の家・福島市勤労青少年ホーム」分は該当なし
4	8月3日～10日	指定申請書受付 (文化振興課)	1団体申請 ・申請書類の内容等点検、受付
5	8月28日	面接審査 (福島市市民会館 401号室)	1団体面接 ・時間：午前10時00分～ ・内容：プレゼンテーション、質疑応答
6	9月29日(商観) 9月26日(市民)	第1次審査 (商工観光部・市民・文化スポーツ部指定管理者管理運営委員会)	評価項目：7項目 ・各評価項目について評価(配分等詳細は審査集計表による) ・委員持点：各評価項目それぞれ10点
7	10月10日	第2次審査 (福島市指定管理者選定委員会)	・商工観光部・市民・文化スポーツ部指定管理者管理運営委員会第1次審査の結果報告 ・指定管理者候補者の順位を決定

2 指定管理者候補者

- ・「公益財団法人 福島市振興公社」／最終合計点：63.95点 (交渉順位第1位)

3 審査結果

【審査集計表】

評価項目	配分	第1位 (商工観光部)	第1位 (市民・文化スポーツ部)
① 施設の設置目的の理解	10%	2.40点	2.80点
② 施設利用者サービスの観点にたった施設利用促進	30%	6.60点	9.30点
③ 指定管理料(費用)の設定	15%	4.20点	2.40点
④ 効率的な施設の維持管理	10%	2.70点	2.70点
⑤ 関係法令等の遵守体制	5%	1.35点	1.35点
⑥ 社会的価値の実現	15%	4.05点	4.35点
⑦ 安定した施設運営	15%	3.45点	3.15点
合計	100%	24.75点	26.05点
※管理運営委員会委員が4名につき1項目40点満点⇒7項目全てで100点満点換算した合計点		61.88点	65.13点
施設全体の平均点		63.51点	
上記採点結果に【インセンティブ加点】(+0.44点を加点)した最終合計点		63.95点	

【評価コメント】（商工観光部）

- ・施設の設置目的は、理解していると判断できる。
- ・新型コロナが5類へ移行した後の状況を加味すれば、もっと積極的な目標値設定が可能ではないか。
- ・課題の解決に向けた積極的な取り組みが、あまり見られない。
- ・目標値設定が低いためか、サービス向上に取り組む意欲に欠ける印象。
- ・施設の目的についてはよく理解し運営方針が決定されているが、利用者数目標値年1%増には疑問が残る。
- ・ホームページ、SNS、チラシなど通常の利用促進方法は用意されており、アンケート調査を含めホームまつりも実施するなど良好と判断した。
- ・専門性の高い保安業務は外部委託されており問題ないが、緊急時の体制図はもう少しわかりやすく表記すべきだと思う。
- ・プライバシーポリシーの公開等概ね良好。

【評価コメント】（市民・文化スポーツ部）

- ・利用者の年齢層などをきめ細かく分析していて、市民のニーズに合う事業を展開しているということで期待したい。
- ・施設ごとに具体的な事業内容の提案をしている。
- ・専門性の高い業務を洗い出し外部委託を行うことで効率化を図っている。
- ・個人情報保護の取組について細かく設定されている。
- ・充実した企画立案である。

4 参考

■提案内容の評価の視点

① 施設の設置目的の理解

- ア 管理運営方針は、施設の設置目的に沿っているか
- イ 目標値及び重視するサービス項目の設定が的確であるか

② 施設利用者サービスの観点にたった施設利用促進の考え方

- ア 上記ア、イを踏まえ、利用者に対するサービス向上が見込まれる提案となっているか

③ 指定管理料（費用）設定の考え方

- ア 標準的経費により採点
- イ 必要な費目の設定は妥当か

④ 効率的な施設の維持管理に関する考え方

- ア 保守管理点検等の施設管理計画が妥当か

⑤ 関係法令等の遵守体制

- ア 個人情報保護及び秘密漏洩防止について理解され、組織として適正な対策が講じられているか

⑥ 社会的価値の実現

- ア 雇用や労働条件等に配慮した取り組みを行っているか

⑦ 安定した施設運営

- ア 安定した施設管理に必要な業務遂行能力を有する職員計画となっているか
- イ 類似施設の施設管理の実績があり、十分なものか
- ウ 団体の経営状況は良好か

■指定管理者採点におけるインセンティブの付与について

1 趣旨

利用者へのサービス向上と施設管理の安定性、継続性の観点から、良好な業務評価の指定管理者については、インセンティブを付与する。

2 インセンティブ方法（令和2年度は総合評価を算出しないため、対象外）

① これまでの指定管理者については、平成30年度～令和4年度の4か年の指定期間の評価結果を基に下記の通り積算し、その平均点を加点する。

② 加点数算出方法

- ・総合評価が「S（非常に良い）」⇒1年あたり：+1点
- ・総合評価が「A（良い）」⇒1年あたり：+0.5点
- ・総合評価が「B（標準である）」⇒1年あたり：加点なし
- ・総合評価が「C（努力が必要である）」⇒1年あたり：加点なし
- ・総合評価が「D（改善が必要である）」⇒1年あたり：加点なし

③ 上記①により算出された点数を採点によって出た点数（各部指定管理者管理運営委員会により審査委員数が異なるため、採点結果を100点満点に換算する）に加点することとする。